

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年8月25日 福井地方法務局 登記官 大 鹿 和 之

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2100-2024-0487	坂井市三国町米ヶ脇8字シヤケ18番
2100-2024-0488	坂井市三国町米ヶ脇8字シヤケ19番
2100-2024-0489	坂井市三国町米ヶ脇9字高見6番
2100-2024-0490	坂井市三国町米ヶ脇9字上高見24番
2100-2024-0491	坂井市三国町米ヶ脇9字上高見25番